参考資料

１．過去の主な風水災等による保険金の支払い

	災害名	地域	対象年月日	支払件数（件）	支払保険金（億円）			
					火災・新種	自動車	海上	合計
1	平成30年台風21号	大阪・京都・兵庫等	2018年9月3日～9月5日	857,284	9,363	780	535	10,678
2	令和元年台風19号（令和元年東日本台風）	東日本中心	2019年10月6日～13日	295,186	5,181	645	―	5,826
3	平成3年台風19号	全国	1991年9月26日～28日	607,324	5,225	269	185	5,680
4	令和元年台風15号（令和元年房総半島台風）	関東中心	2019年9月5日～10日	383,585	4,398	258	―	4,656
5	平成16年台風18号	全国	2004年9月4日～8日	427,954	3,564	259	51	3,874
6	平成26年2月雪害	関東中心	2014年2月	326,591	2,984	241	―	3,224
7	平成11年台風18号	熊本・山口・福岡等	1999年9月21日～25日	306,359	2,847	212	88	3,147
8	平成30年台風24号	東京・神奈川・静岡等	2018年9月28日～10月1日	412,707	2,946	115	―	3,061
9	平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛等	2018年6月28日～7月8日	55,320	1,673	283	―	1,956
10	平成27年台風15号	全国	2015年8月24日～26日	225,523	1,561	81	―	1,642

※　一般社団法人日本損害保険協会調べ（2026年3月31日現在）。

※　支払件数・支払保険金は見込です。支払保険金は千万円単位で四捨五入を行い算出しているため、各項目を合算した値と合計欄の値が一致しないことがあります。

２．令和8年台風第25号に係る損保協会の取組みについて

（１）相談窓口等

ア．そんぽADR センター

損害保険に関するご相談を受け付けています。

＜日本損害保険協会の相談窓口：そんぽＡＤＲセンター＞
TEL：03-4332-5241（全国共通）
※受付時間：9時15分～17時00分（土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く）

イ．自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

なお、原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

＜自然災害等損保契約照会センター＞
フリーダイヤル：0120-501331
※受付時間は、そんぽADRセンターと同様

（２）各種損害保険の特別措置の実施

ア．火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)について
令和 8 年台風第 25 号に係る災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続きおよび保険料の払い込みを、2 か月後の末日（2026 年 11 月末日）まで猶予する特別措置を実施することにしました。

１．継続契約の締結手続き猶予 災害救助法の適用日から 2 か月後の末日までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて猶予いたします。 ２．保険料の払込猶予 災害救助法の適用日から 2 か月後の末日までに払い込むべき保険料の払い込みについて猶予いたします。

今般の台風に関する風水災等の保険金請求や特別措置などに関する詳細は、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

※令和 8 年台風第 25 号に係る損保協会の取組みについては、当協会ホームページに情報を掲載しています。
https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2026/2609_002.html

以　上